

平成29年度 税制改正に関する要望

平成 28 年 7 月 20 日

一般社団法人 全国建設業協会

平成 29 年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴 貞

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

我々建設業界では、建設投資の長期に亘る減少傾向に一定の歯止めが掛かり、下げ止まりの感は見せているものの、オリンピック・パラリンピックの開催を控え今後も大きな需要が見込まれる東京等と、公共工事量が減少している多くの地域との格差が顕在化しており、地域建設業は依然として先行きが不透明な状況に置かれています。

建設業界は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手であり、各地域において大きな社会的役割を期待される産業であります。我々が将来にわたってその役割を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であります。そのためにも、必要な税制上の措置は欠かすことができません。税制体系の抜本的な見直し

が議論される昨今の状況に鑑みると、その重要性は一層増しています。

そこで今般、各都道府県建設業協会より標記に係る意見を聴取し、

- ・租税特別措置の創設・延長・改善要望等
- ・運用、手続き等の改善要望等
- ・引き続き、建設業に係る税制上の課題

につき、平成 29 年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 租税特別措置の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成に係る税制上の優遇措置の創設 1
2. 中小法人における法人税率の軽減税率の適用期限の延長等 1
3. 事業協同組合等における貸倒引当金の割増措置の適用期限の延長等 2
4. 中小企業者等の機械装置等購入時の特別償却または税額控除の延長 2
5. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の年間上限額の引き上げ 2
6. 試験研究を行った場合の上乗税額控除の延長 3

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化 3
2. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化 3

III 建設業における税制上の課題

1. 工事契約に係る印紙税の取扱い 4

I 租税特別措置の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成に係る税制上の優遇措置の創設

労働力人口が減少していく中で、建設業界においては担い手確保・育成が喫緊の課題であり、建設業界においては、官民挙げてこの課題に取り組んでいるところである。

地域の中小建設企業においても、地域の安全・安心の守り手としての役割を果たしていくために、この課題に取り組んでいるところではあるが、依然余裕のある経営状況ではない。そのため、建設労働者の雇用の改善、技能の向上を目指す中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する厚生労働省の制度である「建設労働者確保育成助成金」について、益金への不算入、課税の繰延べといった優遇措置や若年者・女性の活躍を推進するための環境整備等に要した費用について税制上の優遇措置の創設をお願いしたい。

2. 中小法人における法人税率の軽減税率の適用期限の延長等

法人税については、平成 27 年度税制改正において抜本的な見直しを実施され、税率の引き下げが図られ、中小法人における法人税率の軽減税率の適用期限の延長がなされた。

建設企業、特に許可業者数の大半を占める多くの中小建設業においては、公共事業予算の削減に伴う競争激化等により企業体力が消耗してきた。ここ数年は、公共事業予算も下げ止まりの感を見せてはいるものの、地域の安全・安心を守るための十分な投資・人材確保をしていくほどには回復を見せていない。

脆弱な中小建設企業の経営基盤を強化するための原資は何よりも社内留保であり、それを高めていくために、法人税率の軽減税率の適用期限の延長をお願いしたい。加えて、さらなる法人税率の引き下げによる税負担の軽減をお願いしたい。

また、法人事業税の外形標準課税の対象企業の検討にあっては、慎重な対応が望まれる。

3. 事業協同組合等における貸倒引当金の割増措置の適用期限の延長等

組合は、財務基盤の脆弱な中小企業等が出資して組織される相互扶助団体であり、内部留保を充実させる手段は少ない。このような状況に鑑み、組合の貸倒れに係るリスク担保力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援していくために、この貸倒引当金の割増措置の適用期限を延長していただきたい。

また、繰入限度額の 12%割増できるのは上記組合のみであるため、普通中小法人にも適用を拡大していただきたい。

加えて、課税の公平性・中立性や地域建設業の実情に鑑み、貸倒引当金の繰入限度額について引上げが必要であり、次の 2 点について改正をお願いしたい。

- ・個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の繰入率の引上げ
- ・一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の法定繰入率の引上げ

4. 中小企業者等の機械装置等購入時の特別償却または税額控除の延長（中小企業投資促進税制）

大企業においては、すでに ICT 技術を用いた施工が進められているところであるが、今後中小企業においても、建設業における担い手不足が懸念される中であって、生産性の向上を推進することが不可欠であり、そのため ICT 技術の導入に係る設備投資が求められている。加えて、これらの機器・ソフトウェア等は日々進化しており、更新頻度も多い。これに対応するために、中小企業投資促進税制を延長していただきたい。

5. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の年間上限額の引き上げ

近年、中小企業においても、マイナンバー制度等への対応に係る投資が必要となっており、またパソコンやタブレットを用いて建設現場等における業務の効率化に努めている。しかし、これらは定期的な更新が必要であり、これに対応するための費用は年々増加傾向にある。そのため、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の年間上限額を引き上げていただきたい。

6. 試験研究を行った場合の上乗税額控除の延長

労働力人口が減少していく中で、建設業界においては担い手確保・育成が課題となっているが、一方で建設現場における生産性向上により人手不足を解消することも重要な課題である。この生産性の向上を図っていくためには、企業が積極的に研究・開発を行っていく必要があるため、上乗せ税額控除の適用期限を延長していただきたい。

Ⅱ 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化

建設現場における仮設現場事務所は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、建設現場ごとに工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設事務所であり、かつ非常に多くの建設現場で設置されている。これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べて建設業に著しく不利な税制となっている。また、自治体により運用解釈があいまいで、平等性に欠けることから、建設現場における仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。中でも特に、設置期間が1年を超えない短期の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。

加えて、申告・納付を行う場合にあっての手続きについて、法人地方税は制度が複雑で、特に建設業は多数の道府県・市町村ごとに申告・納付手続きが必要なことから、事務負担が大きく、本店所在地での一括申告・納付等による簡素化を図っていただきたい。

2. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への影響に配慮し、工事施工をスムーズに進めるために必要な工事原価であるが、一定の基準に基づ

かない支払い等は、交際費等と認定されることが多い。

近隣対策費は、工事を円滑に施工するための必要経費であり、本質的には交際費とは異なる費用である。

近隣対策費が必要経費として認められる支出の区分を明確にするとともに、具体例を示す等の措置を講じていただきたい。

Ⅲ 建設業に係る税制上の課題

1. 工事契約に係る印紙税の取扱い

工事契約に係る印紙税については、新たな軽減税率が平成 29 年度末まで適用されているところであるが、電子文書は非課税で紙文書は課税されるといった公平性に欠けている。課税の公平性・中立性の観点からも、長期的には廃止されるべき税目であると認識している。